

～ 当別町職員募集のご案内 ～

職種	人数	試験日 / 試験会場	採用予定日
一般行政職	1名	平成27年2月上旬(予定)、当別町役場	平成27年4月1日
応募条件	①学校教育法(昭和22年法律第26号)による高校卒業以上またはこれらと同等と認められる平成27年4月1日現在で35歳までの方 ②ITに係るハードウェア、ソフトウェア及びネットワークに関する基本的な知識を有し、民間企業で市町村システムに関する実務のうち次のいずれかの経験がある方 ・ネットワーク設計、機器選定、構築、確認及び保守 ・システム企画、設計、開発及び保守 ・全庁型パッケージシステム導入、機器選定、構築、確認及び保守 ③情報処理技術者試験制度における基本情報処理技術者試験及び応用情報技術者試験で要求される知識・技術を有する方 ④民間企業において市町村システムに関する実務経験が5年以上ある方 ⑤情報セキュリティ、品質管理、安全対策等の基本的な知識を有する方 ※日本国籍を有しない者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当する方は受験できません。		
受付	平成26年12月15日(月)～平成27年1月14日(水)8時45分～17時15分(土、日、祝日、年末年始を除く) ※郵送の場合は1月14日必着。		
受験手続	役場総務課人事係、太美出張所備え付けの申込書を役場人事係へ郵送または持参。郵送希望の場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4版)を同封し、役場総務課人事係へ郵送でご請求ください。		
詳細	総務課人事係 (☎23-2330 内線257・258)		

募 集

非常勤指導員を募集します

子どもプレイハウスの指導員を募集します。資格の有無は問いませんが、保育士等の有資格者や学童保育経験者を優遇します。

▼募集人数 1名

▼勤務場所

西当別子どもプレイハウス

▼勤務期間

平成27年1月6日～3月31日

▼勤務時間

平日は放課後～18時、土曜・長期休業期間等は8時30分～18時のうち週23時間(日・祝日は除く)

▼報酬 月額82,800円

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格証明書(有資格の方のみ)

▼募集期限 12月18日(木)

※12月下旬に面接を実施予定。

▼申込・詳細 子育て推進課子ども係(ゆとろ内・☎23-3024)

募 集

図書館司書を募集します

図書室の管理と運営業務をしていただく非常勤の図書館司書を募集します。

▼応募資格 図書館司書の資格を有する満60歳未満で普通自動車運転免許保持者

▼募集人数 1名

▼勤務場所 ふくろう図書館(学習交流センター内)及び町内小・中学校の図書室

▼勤務期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日(継続の場合あり)

▼勤務時間 金・土・日曜日の10時～17時15分

▼報酬 72,000円

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、図書館司書の資格を証明する書類、運転免許証

▼応募期限 12月29日(月)

▼申込・詳細

町教委社会教育課社会教育係(総合体育館内・☎22-3834)

給 付 金

臨時給付金のお知らせ

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請期間は既に終了しましたが、やむを得ない事由に限り申請を受付しています。

▼申請書の受付は

平成27年1月14日(水)まで。

①郵便物の紛失や通知内容の未確認などの事由により申請ができなかった

②災害等の事由により申請ができなかった

③当初、平成26年度分の市町村民税(均等割)の課税者だった者が、その後の税務調査等により非課税者となったが、申請期間が過ぎていた

④給付額加算分の認定に必要な年金・手当等の裁定または認定の結果が申請期間の終了までに判明しなかった

▼問合せ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金実施本部(ゆとろ内・☎25-2667)

年末年始のおしらせ 役場・施設等休業日、ふれあいバス・当江線運行ダイヤ

出生・死亡・婚姻届等の戸籍関係の届出は、年末年始の休業に関わらず本庁舎の警備員室で受け付けます。

▼問合せ 総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

■ 施設休業日

12月31日～1月5日休業
・役場本庁舎 ・第2庁舎 ・太美出張所 ・ゆとろ ・子ども発達支援センター ・保育所 ・子どもプレイハウス
12月30日～1月5日休業
・総合体育館 ・世紀会館 ・西当別コミュニティーセンター ・白樺コミュニティーセンター ・学習交流センター
1月1日・2日休業
・みどりヶ丘墓苑

■ 一般家庭ごみ収集休業日

12月31日～1月4日休業
ステーション収集(ごみカレンダー参照)
12月27日～1月5日休業
・北石狩衛生センター自己搬入 ・粗大ごみ受け付け

■ し尿汲み取り休業日

12月27日～1月5日休業
12月17日までの申込み分は年内に汲み取ります。 ※汲み取り日の指定はできません。
▼申込み 当別清掃社 (☎ 22 - 3056)

当別ふれあいバス・当江線 運行ダイヤ

▼当別ふれあいバス

- ・運休 1月1日
 - ・土日祝日ダイヤ
12月31日～1月4日
 - ・通常運行 1月5日～
- ※予約型(デマンド)バスの試験運行が12月30日をもって終了し、1月5日から市街地循環線が運行を再開します。



▼当江線

- ・運休 12月31日～1月4日
- ・通常運行 1月5日～

▼詳細

美しいまちづくり課 (☎ 23 - 3042)
南下段モータース (☎ 23 - 2630)

調査

工業統計調査を実施します

この調査は、国の工業の実態を明らかにすることを目的に行われ、調査結果は中小企業施策や地域振興のための基礎資料として活用されます。

調査対象の事業所には、12月中旬から来年1月中旬にかけて調査員が伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼調査期日 平成26年12月31日

▼対象 製造業を営む従業員4人以上の事業所

▼問合せ 総務課総務係
(☎ 23 - 2330)



調査

農林業センサスを実施します

“農林業の国勢調査”といわれる「2015年農林業センサス」が全国一斉に実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

調査対象の方には、12月中旬以降に調査員が伺い、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼調査期日 平成27年2月1日

▼対象 農林業関係者

▼問合せ 総務課総務係
(☎ 23 - 2330)



ふれバ

当別ふれあいバス バス停留所の移設について

12月1日から当別ふれあいバス・あいの里金沢線のバス停留所「JRあいの里教育大駅前」を移設します。

- ・北海道医療大学発⇒医療大学あいの里キャンパス行きのみ変更。
- ・東光ストア南側の医療大学あいの里キャンパス発⇒北海道医療大学行きのバス停留所は変更しません。

▼問合せ 美しいまちづくり課
(☎ 23 - 3042)



自立と社会参加に北海道善行賞

若葉に在住の大崎喜一郎さんに永年の功績をたたえ、北海道から「北海道善行賞（身体障害者自立支援功労者）」が授与されました。

大崎さんは、昭和44年から石狩支庁地区身体障害者福祉協会当別分区分会理事、続いて副会長を現在に至るまで務められました。他にも身体障害者相談員で13年間ご活躍いただくなど、障がい者の自立と社会参加にご尽力されました。（11月7日）



JR北海道から感謝状

あんずの会（佐々木揚子代表）9名に、永年の奉仕活動の功績をたたえJR北海道営業部長から「鉄道記念日における部外者協力者に対する感謝状」が授与されました。

あんずの会は、JR利用者の待ち時間を少しでも温かくしてあげようと毎年座布団を手づくりし、JR石狩当別駅待合室に寄贈する奉仕活動を続けて昨年で10年目を迎え、この功績が今回の受賞となりました。（11月12日）



税金

法人町民税の法人税割の税率が引き下げられます

平成26年度税制改正により、10月1日以降に開始した事業年度分法人町民税の法人税割の税率が引き下げられます。

▼税率

- ・9月30日までに開始した事業年度の法人税割→14.7%
- ・10月1日以降に開始した事業年度の法人税割→12.1%

■予定申告における経過措置

10月1日以降に開始した最初の事業年度または連結事業年度の予定申告に係る法人税割額の予定申告税額を求める算式を次のとおりとします。

「前事業年度の法人税割額×4.7 ÷前事業年度の月数」

（通常は「6」を乗じます）

▼問合せ 税務課税務係

☎ 23 - 2332

資格更新

排水設備工事責任技術者資格登録の更新について

排水設備工事責任技術者資格登録者は5年ごとに更新が必要です。期間内に手続きしてください。

▼対象者 排水設備工事責任技術者資格登録期間が平成27年3月31日で満了する方（対象者には申込書等を郵送しています）。

▼受付期間

平成27年1月9日（金）～16日（金）9時～15時30分

▼更新方法 手続き終了後、更新用テキストを配付します。

▼手数料

6,000円（更新手数料及び資格認定証交付等手数料として）

▼問合せ 上下水道課業務係

☎ 22 - 2411

手当

児童扶養手当と公的年金などの併給の見直し

ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当は、これまで公的年金などの併給はできませんでしたが、12月からは公的年金などの額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

所得額や子どもの人数などによって受給できない場合もあります。年金証書や年金決定通知書など年金額がわかるものをご用意のうえ、詳細を問合せください。

▼対象者（例）

- ・お子さんを養育する祖父母等が低額の老齢年金を受給する場合
- ・母子家庭で離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

▼問合せ 福祉課福祉係

（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

意見公募

保健事業実施計画に関する住民の意見を募集します

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんが地域において自立した生活を少しでも長く送ることができるよう、効果的で効率的な保健事業を積極的に進めていくための「北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（案）」を作成しました。この計画に関する意見を募集します。

▼募集期間 12月10日（水）～平成27年1月9日（金）（必着）

▼資料及び募集要領の入手方法

北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ（<http://iryokouiki-hokkaido.jp/>）に掲載します。また、広域連合、役場でも配布します。

▼問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011 - 290 - 5601）、住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

税 務

個人で事業を行っている方の 記帳・帳簿等の保存制度

個人事業主の白色申告の方で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。本年1月より本制度の保存対象者が拡大されています。

▼**対象者** 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含む）

▼**詳細** 国税庁ホームページに掲載されています。（http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kojin_jigyo/）

▼**問合せ** 札幌北税務署
（☎ 011 - 707 - 5111）

納 税

12月は町税滞納整理強調月間

町では町税滞納額の縮小と収納率の向上をめざし、12月を滞納整理強調月間としています。

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や教育、道路整備など様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

所得や財産があるにもかかわらず納税しない場合には、滞納処分（給与・預貯金・生命保険・不動産などの財産の差し押さえ）を実施します。

事情により直ちに納税できない方は、ご相談ください。夜間の相談窓口も毎月開設しています。

■今月の夜間納税相談窓口

12月11日(木)・25日(木)
(19時30分まで)

▼**問合せ** 税務課納税係
（☎ 23 - 2341）

固 定 資 産

申告は忘れずに 償却資産・ 宅地・家屋変更の届出

①償却資産の申告

事業用償却資産の所有者には、固定資産税(町税)が課税されます。

・対象

平成27年1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産(税務会計上、減価償却資産の対象とすべき資産など)を所有の方。前年から資産内容の変更がない方、事業を廃止した方も必ず申告してください。

②宅地に変更があった場合の申告

住宅用地に対する固定資産税の課税標準は、特例により価格の3分の1(200㎡までの小規模住宅用地は6分の1)になります。ただし、認定には所有者の申告が必要です。

・対象

平成27年1月1日現在、住宅の新築、増改築(2世帯住宅になった方等)、滅失などで土地の利用状況が変わった方。

③家屋に関する届出

家屋の増築や一部取り壊しで建物の面積に変更があった場合はご連絡ください。家屋を取り壊したり未登記家屋の名義を変更したときは、届出書の提出が必要です。届出がないと、所有していない家屋に固定資産税が課税される場合があります。

・対象

平成27年1月1日現在、家屋の増築、滅失や所有者が変わった方。

▼各提出期限

平成27年2月2日(月)

▼**提出先・詳細** 税務課資産税係
（☎ 23 - 2333）

農 業 委 員 会

農業委員会委員選挙人名簿 登載申請を忘れずに

12月中旬に農業委員会事務局から「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を各地区農事組合長を通して配布します。平成27年1月1日現在で次の要件を満たす方は、必要事項を記載し、各地区農事組合長へ提出してください。

- ▼**要件**
- ①町内に住所があり、満20歳以上の方（平成7年4月1日以前に生まれた方）
 - ②現在30アール以上の農地を耕作している農業経営主
 - ③農業経営主の配偶者または同居の親族で、年間60日以上農業に従事している方

※要件を満たしているが申請用紙の配布がない方は、ご連絡ください。
※要件を満たしていても名簿記載がなければ、投票もリコールの請求もできませんのでご注意ください。

▼提出期限

平成27年1月13日(火)

※土日、祝日、年末年始は役場は閉庁していますが、役場庁舎警備員室で受付します。

▼問合せ

農業委員会事務局
(第二庁舎内・☎ 23 - 3279)

地 デ ジ

地デジ難視対策の各種支援は まもなく終了します

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末をもって終了します。期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも12月中の申し込みが必要です。

▼**問合せ** 総務省地デジコールセンター（☎ 0570 - 07 - 0101）